

令和8年度埼玉県輸出未経験者支援事業業務委託仕様書
(農産物の輸出に必要な知識習得のためのセミナー開催及び伴走型支援)

- ・本仕様書は、埼玉県（以下「甲」という。）が発注する「令和8年度埼玉県輸出未経験者支援事業」業務委託について提案する者（以下「乙」という。）の提案内容について、必要な事項を定めるものである。
- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、甲は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 事業の目的

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において輸出重点品目に指定されている31品目のうち、本県農産物の中でも特に競争力があると考えられる3品目（いちご、茶、コメ、以下「3品目」という）の国際競争力の強化、輸出額の増加を図るためには、輸出に取り組む生産者の裾野を広げ、潜在的な輸出意向生産者を開拓し、輸出拡大を図る必要がある。

そこで、農産物の輸出に関する基本的な知識の習得等を図るセミナーを開催するとともに、セミナー受講者のうち、特に輸出意向の強い生産者を選考し、伴走型支援を行うなど、輸出の実践に至るまで一貫した支援により3品目の確実かつ継続的な輸出に結び付けることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

3 委託上限額

6,996,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業を履行するのに必要なすべての経費を含む

4 委託業務の内容

(1) 輸出入門セミナーの開催

3品目の生産者等（生産者の他、生産者団体、JA等の生産部会などを含む。（3品目以外の生産者等の参加を妨げるものではない））を主な対象とし、輸出の方法や具体的な手続き、流通の仕組み、輸出にかかるコストやリスク、輸出先国による手続き等の違い等といった輸出の基本的な事項が身につけられる一連のセミナーを開催すること。なお、セミナーの参加者数は20名以上を想定する。

① 実施時期

- ・令和8年6月～8月頃

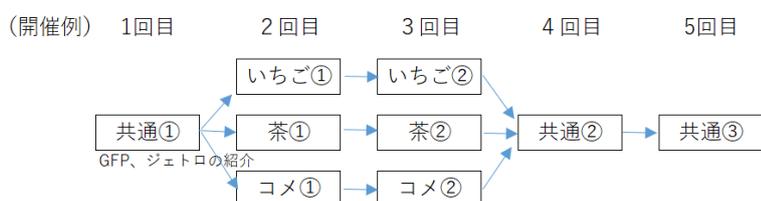
② 実施方法

- ・オンラインでの開催を基本とするが、参加者にとって集合型で実施する方が効果的な場合は集合型開催とする。
- ・特に、初回は県、農林水産省、ジェトロの担当者及び参加者同士の交流等が可能となるよう集合型をメインとし、より多くの生産者等の参加を得られるようオンラインとのハイブリット開催を検討すること。会場は県内各地からのアクセスを考慮しつつ、県と協議の上決

定すること。

③ セミナー及び講師

- ・農林水産省が推進する「農林産物・食品輸出プロジェクト」（以下GFPという。）、ジェトロの研修動画や講師派遣について積極的に活用し、初めて輸出に取り組もうとする生産者等の参加を前提としたわかりやすいものとする。
- ・セミナー1回あたりの時間は120分程度とする。
- ・セミナーの初回はGFPコミュニティサイトやジェトロが提供しているサービス「新規輸出1万者支援プログラム」についての紹介を含めること。
- ・セミナーは品目ごとに5回以上を1セットとする。そのうち2回以上は品目に特化した内容とし、品目ごとに輸出が見込まれる主要な国・地域を中心に輸出の留意点等がわかるものとする。回数の考え方は以下のとおり。



・GFPやジェトロの講師派遣、研修動画を活用したセミナー開催も可能。

④ セミナーの運営等

- ・参加者募集のための広報（チラシやHPの作成を含む）、参加者の募集・取りまとめ、会場設営、アンケート、記録、その他運営に関する一切の事項（講師選定、講師や連携機関との調整を含む）を行うこと。

⑤ セミナーのアーカイブ動画の作成

- ・実施したすべてのセミナーについてウェブ上で視聴できるようにすること。

(2) 伴走型支援

① 伴走型支援対象者の選考

- ・上記(1)のセミナー参加者等から、特に輸出意向の強い者や継続的な輸出に繋がる可能性が高い者について、伴走型の支援対象者（以下、「支援対象者」という）として5名程度選考すること。選考方法については提案によるものとする。

② 伴走型支援

- ・支援対象者について、下記ア～エの支援を行うこと。支援期間は選考後から令和9年3月までの間で5か月以上とする。
- ・支援内容については、下記を基本としつつ、支援対象者の状況により変更することができるものとする。

ア 輸出診断（商談資料等の作成指導を含む）

- ・支援対象者に対して、輸出による収益向上につながるような輸出先国の選定、輸出用商品や量、価格設定等について指導・助言を行うこと。また、海外バイヤー等との商談時に使用する商談資料の作成について、効果的な資料となるよう、指導や助言を行うこと（商談資料の外国語への翻訳等も含む）。

イ 海外バイヤー等との商談機会の提供

- ・支援対象者に対し、輸出向けの商談を行う機会を1者あたり2回以上提供すること。
- ・「ア 輸出診断」の結果を踏まえた効果的な商談を選定すること。
- ・なお、GFPやジェトロが実施している商談会を可能な限り活用すること。

ウ テスト輸出の実施

- ・支援対象者に対し、1回以上海外バイヤー等へのテスト輸出の機会提供を行うこと。
- ・なお、テスト輸出を行う際は、輸出先国の規制等に対応した梱包、輸送方法とし、想定する輸出先国の農薬基準に対応した残留農薬検査を実施し、実際の輸出実務がわかるようにするとともに、継続的な取引に繋げるよう努めること。

エ その他

- ・事業実施にあたり、農林水産省やジェトロ埼玉との打ち合わせを甲の同席のもと行うこと。
- ・選考後、支援対象者に対して、一連の取引（商談、契約、商品の輸送、代金決済・売上債権の回収等を含む）が完了するまで、伴走型の支援を実施すること。
- ・支援対象者からの求めに応じ、商談の通訳や電子メール等の翻訳を行うこと。
- ・支援対象者からの輸出関係手続や取引に関する各種相談等について、面談（オンライン含む）、電話、電子メール等の方法により個別にコンサルティング支援を行うこと。なお、支援対象者との連絡方法及び体制については、提案によるものとする。
- ・支援対象者が輸出を継続的に行うことができるよう、個々の事業者の取組状況に応じ、必要に応じて個別に助言等を行うこと。

(3) 独自提案

上記(1)、(2)に加え、これから輸出に取り組もうとする事業者等にとって有用と考えられる効果的な支援策を提案すること。

(4) 報告書の作成等

- ① 乙は甲に対し、2か月に1回程度を目安に事業の進捗状況の報告を行うこと。なお、甲への報告は対面またはオンラインで行うものとし、報告内容は書面にまとめた上で甲へ提出すること。
- ② 報告内容は委託業務内容の実施報告のほか、以下の内容を含むこととする。
 - ア セミナーの参加者数やアンケート結果
 - イ 支援対象者の強みや課題、今後の戦略
 - ウ 支援対象者の商談回数・結果とその分析
 - エ その他支援を行った内容と効果測定※伴走型支援、テスト輸出を行った事業者等のリスト作成を含む。

(5) その他

- ・本業務の実施にあたっては、GFP及びジェトロの輸出支援事業について積極的に活用することし、関係機関との連絡、調整については乙が行うこと。
- ・本業務の各項目の具体的な手法は乙の提案によるものとするが、最終的には甲と協議の上決定すること。

5 業務遂行の流れ

- (1) 乙は、契約締結後直ちに業務責任者を指定し、甲へ報告すること。
- (2) 乙は、事業開始時まで事業計画書（事業スケジュール）を甲へ提出すること
- (3) 打合せ協議は必要に応じて適宜実施することとし、打合せ協議の概要を乙が取りまとめ、甲に確認を求めるものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は甲と乙で協議の上、業務を遂行すること。

6 成果物の提出について

乙は、最終的な成果物を下記のとおり甲へ提出し、検査を受けること。

- (1) 提出物
 - ① 業務完了報告書（様式は甲が指定する）
 - ② 報告書（上記4（4）に記載のもの）
- (2) 提出期限
令和9年3月15日（月）
- (3) 提出方法
電子メールによる
- (4) 提出先
埼玉県農林部農業ビジネス支援課
- (5) 成果物の帰属
成果物の帰属はすべて甲のものとし、甲が承諾した場合を除き、乙は成果物を公表してはならない。

7 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

8 再委託

乙は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 その他

- (1) 本事業に要する人件費、通信費、海外渡航費、調査分析費等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、乙が負担すること。
- (2) 著作権及び個人情報の保護等について
 - ① 本事業実施に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については乙が行い、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
 - ② 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、乙は甲に生じた損害を賠償しなければならない。
 - ③ 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはな

らない。

- (3) 納入成果物を始めとした全ての提出物及び甲と乙の会話、文書、メール等全ての意思疎通は日本語を用いることとする。本業務委託の連絡担当者は、日本語による通訳等を介さない意思疎通が可能であり、甲の意思を正確に把握可能な者とする。
- (4) 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を含む必要な措置を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。
- (5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。